

道州制のあり方に関する答申

平成18年2月28日

地 方 制 度 調 査 会

平成18年2月28日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

地方制度調査会

会長 諸井 虔

道州制のあり方に関する答申について

当調査会は、道州制のあり方について検討を重ねました結果、別紙のとおり結論を得ましたので、答申します。

道州制のあり方に関する答申

目 次

前 文

第 1 都道府県制度についての考え方

第 2 広域自治体改革と道州制

第 3 道州制の基本的な制度設計

第 4 道州制の導入に関する課題

前 文

現在、我が国では、人口減少・超高齢化社会の到来やグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応するとともに、将来に向けた創造的発展を図るための改革が進められている。この改革を推進するうえで、国と地方が適切に役割を分担し、地域における行政は地方が自主的かつ総合的に担うとの視点、すなわち地方分権の視点を欠かすことはできない。

我が国の現状をみれば、分権型社会にふさわしい役割分担が実現しているとはなおいい難い。政策の企画立案から管理執行に至る流れは、国と地方の間で複雑に入り組んだものとなっているため、行財政上の非効率や行政手続の重複が生じ、また責任の所在があいまいとなっている。

道州制は、国と基礎自治体の間に位置する広域自治体のあり方を見直すことによって、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するための有効な方策となる可能性を有している。

当調査会は、平成16年3月1日に内閣総理大臣からの諮問を受け、社会経済情勢の変化に対応した地方自治制度の構造改革のため、「道州制のあり方」について検討を行ってきたところであり、今回一定の結論を得たので、ここに答申する。

第1 都道府県制度についての考え方

都道府県は、担任する事務や法的地位の変容を経ながらも、明治期以来約120年の長きにわたってその構成と区域を維持してきた。現行の地方自治制度の下では、広域の地方公共団体として広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理し、住民福祉の増進を図るため相当の機能を担ってきたといえる。

しかしながら、次に掲げるような最近の社会経済情勢の変化のなかで、現行の都道府県制度のままでこの変化に対応していくことが可能か、さらに一層の推進が求められる地方分権改革の担い手としてふさわしいかどうか問われるようになっている。

1 市町村合併の進展等による影響

市町村合併の進展により、全国の市町村数は平成18年3月末には1,821となる見込みとなった。今後も、「市町村の合併の特例等に関する法律」の下で積極的に市町村合併を推進し、分権型社会において地域における包括的な役割を担うにふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体の形成を図ることとされている。

市町村合併の進展は、都道府県から市町村への大幅な権限移譲を可能にし、都道府県の役割や位置づけの再検討を迫ることとなる。

また、都市の規模・能力に応じた事務移譲を一層推進する見地から、指定都市のほかに中核市、更に特例市の制度が創設されたことに加え、市町村合併を契機として指定都市等に指定される都

市が増加していることも、都道府県の行政のあり方を問うものとなっている。

このように市町村合併の進展等は、都道府県の位置づけや役割に大きな影響を与えており、今後も更なる市町村合併の推進を図りつつ、広域自治体の存在理由や位置づけ、役割を改めて明確にすることが求められることとなる。

2 都道府県の区域を越える広域行政課題の増大

近年、複数の都道府県で連携して環境規制や交通基盤整備、観光振興等の課題に対応する取組がみられるようになっている。また、将来を見通せば、我が国における都市化と過疎化の同時進行や人口減少等に起因する課題で、広域的な対応が求められることとなるものは一層増加すると思われる。さらに、財政的制約の増大等から、これまでのように都道府県を単位とした行政投資によって公共施設等を整備し、維持更新していくことは難しくなっていくものと見込まれる。

このような課題には、都道府県の区域を越える広域の圏域を単位として、広域的に分散する機能や資源の相互補完的な活用を促進する施策を講じることによって対処することが必要である。

また、都道府県の区域を越えて企業や大学、研究機関等が密接なネットワークを形成し、地域の個性や優位性を活かした産業の創造や発展を目指す取組が進められている。さらに、近年のアジア諸国の経済的な台頭を受けて、我が国の圏域が海外の諸地域と直接結びつく動きも活発化している。しかしながら、このような

取組を個々の都道府県が連携して行うという手法では、推進力や機動力に欠け、また海外に対するプレゼンスが弱いという指摘がなされている。

これらを踏まえるならば、都道府県の区域を越える広域行政課題に適切に対処し得る主体のあり方について、検討が求められることとなる。

3 地方分権改革の確かな担い手

地方分権一括法により、国と地方の役割分担に関する基本的な原則が地方自治法に定められるとともに、国が果たすべき役割として、①国際社会における国家としての存立にかかわる事務、②全国的に統一して定めることが望ましいルールに関する事務、③全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施に関する事務が規定された。

しかしながら、現に国が実施している事務をみれば、この考え方を更に徹底する必要性は高い。特に、現在②又は③の区分に属するとされている事務のうちには、現状でも都道府県に移譲することが適当なものがあり、さらに、事務の拡がり等に見合った区域を有する広域自治体として規模・能力が整うならば、本来広域自治体に移譲することが望ましいものも多く存する。

更なる地方分権改革を推進するうえで、広域自治体はその果たすべき役割に見合った事務を十全に担っていくためには、どのような規模・能力や体制であるべきか、検討が求められることとなる。